6月定例教育委員会 会議録

- **1、開催日時** 平成27年6月29日(月)午後1時30分から午後2時45分
- 2、開催場所 市役所3階第一委員会室
- 3、出席委員の氏名

委員長 関口 稔夫

職務代理者 小林 重雄

委 員 日向 丈夫、小林 孝次、赤澤敬子、梶原 清(教育長)

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐、

4、委員長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

梶原 清委員、赤澤敬子委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が5月定例会会議録を朗読し承認される。

8、教育長報告

平成27年5月27日から平成27年6月28日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、区域外就学変更2件、について資料に基づき説明を行い、申請事由が 適正であることから承認・承諾を行うとともに、他市教育委員会との区域外就学の協議を行 った事務処理について報告がなされた。

9、議事

議第5号 都留市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則を廃止する教育委員会規 則について

[説明]学校教育課長

私立幼稚園へ子どもが通う世帯に対して、所得に応じて入園料や保育料を減免しているが、 市の機構改革により、本年4月1日から、この事務が教育委員会から、市長部局の福祉保健 部健康子育で課に移管されたため、本教育委員会規則を廃止するものである。

教育長

幼稚園は、「認定こども園」になったことで本規則を廃止するのか。

教育次長

本規則については、あくまでも機構改革により廃止するものである。内容については変更なく、所管する担当課にて新規則を制定することになる。

【原案のとおり決定】

議第6号 都留市通学路安全推進協議会設置要綱の一部改正について

[説明]学校教育課長

昨年9月、通学路の安全対策を推進するため、都留市通学路安全推進協議会を設置したが、 その構成員である、市民生活課と基盤整備課について、同じく機構改革により課名及び所管 が、市民部地域環境課と産業建設部建設課に変更になったため、本要綱を改正する。

【原案のとおり決定】

議第7号 就学時健診の実施方法について

[説明]学校教育課長

学校保健安全法に基づき、新入学児童の検診を行う、就学時検診を毎年10月から11月 にかけて実施しているが、これまで、一校ずつ行ってきた。その理由として、先生方が入学 する子どもを確認できるからということであった。

4つの小規模校の学校医より、かねてより合同で実施してほしいとの要望があり、学校側としても、小規模校では教員の負担が多いことから、合同で開催してほしいとの要望を受けていた。

少子化のため、子どもの数も減少しており、子どもの状況を確認することも、学校側では 問題なくできるとのことから、合同で実施してよいか、ご協議をお願いしたい。

小林孝次委員

場所を変更した場合、移動手段についても問題なく実施できるのか。または、移動手段については保育園、幼稚園に協力要請をするのか。

今回の合同検診についての理由は、少子化に伴う学校・病院の都合というように受け取れるが、保護者に「なぜ、合同検診にしたのか」と聞かれた時に、説得力のある答弁が必要と思う。

日向丈夫委員

本来、入学すべき所で検診が出来るのが一番良いと思うが、都留市には公立の病院があるので、病院に協力をお願いする方法もあるのでは。

小林孝次委員

日向委員のおっしゃるとおり、それぞれの学校で検診を受けるということは、自分の入学 する学校についてのイメージを持つことや、親しみを感じるという意味でも良いと思うが、 検診を学校で行わない場合は、その代わりとして一日学校訪問等を行うことも必要だと思う。

学校教育課長

就学時検診は学校で行わなければならないという規定はなく、場所については特に決めがないので、いきいきプラザの支援を得る中で施設を借用し、効率の良い合同検診を実施したいと考えている。また、就学時の学校訪問については、各学校において運動会等の行事への参加を通して、学校の雰囲気を体験させている状況である。

教育次長

就学時検診は保護者同伴であり、就学する場所で検診ができれば徒歩でも行けるので保護者にとっては利便が良い。合同で別の場所で、ということになれば、保護者が車を持っていればいいが、持っていなければ移動手段はどうするのか。旭小や宝小については公共交通機関が一日数本であり、検診場所までの交通手段の確保について検討しなければならない。保護者に車の乗り合わせを求めることは、あくまでも協力のお願いであり、強制はできない。

小林重雄委員

これまでの宝地区において、平栗、加畑等については問題がなかったか。

教育次長

平栗、加畑地区については通学範囲であり問題がなかった。今回の合同検診については、通学範囲外であり、利便性について保護者からの意見も寄せられると思う。合同開催が定着していれば問題もないが、切り替えの段階では、いろいろな課題があり、その課題について教育委員会がどのような対応をとるのか。「これまで学校で検診を行ってきたのに、なぜ、しないのか」という意見があった場合、どう教育委員会として対応するのか(回答するのか)。少子化と効率が良いからということでは保護者に説明がつかないと思う。

学校教育課長

それでは、養護教諭の会議に、本日いただいた意見を伝え、充分に検討する中で、次回7 月定例会で再度審議をお願いしたい。

関口委員長が意見を求め協議したところ、議第7号は継続して審議することとなった。

10. その他

「説明」教育次長

(1) 生涯学習課関係イベント等について

[説明] 学校教育課長

- (1) 都留市議会6月定例会における一般質問について
- (2) 平成28年度使用中学校教科書採択について

- (3) 学力フォローアップ事業について
- (4) 児童生徒と語る一日教育委員会の実施について
- (5)「バレイブレビス」発表会の案内について

【了知】

10、委員長閉会宣言